

# 根室市から北海道内の市町村へ転出される方

## ◇令和5年4月9日執行の 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の投票について

### 《投票できる方》

根室市の選挙人名簿に登録（3カ月以上居住）されていて、北海道内の市町村に転出される方（北海道外の市区町村へ転出される方は、投票できません。）

◇次の①から③までのいずれかの方法により投票することができます。なお、北海道議会議員の選挙については、根室市選挙区の候補者の中から選出することになります。また、投票入場券の発送は行いません。

### ①転出先の市区町村で不在者投票を行う方法

○根室市の選挙管理委員会に対し、「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」※を添えて（確認申請による方法も可）投票用紙等の請求を行い、不在者投票期間中に転出先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票を行う。

○不在者投票できる期間 北海道知事選挙 3月24日（金）～4月8日（土）  
北海道議会議員選挙 4月1日（土）～4月8日（土）

○不在者投票の場所、時間等は転出先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※投票用紙等の請求書は、根室市選挙管理委員会ホームページからダウンロードできるほか、オンライン請求も可能です。

※投票用紙等の送付等に日数を要するので注意してください。

本人が根室市選管に投票用紙等を郵送で請求→根室市選管が本人に投票用紙等を送付→本人が投票用紙等を持参して現住所地選管に行き不在者投票を行う→現住所地選管が根室市選管に投票用紙等を送付（完）

### ②投票日当日に根室市の投票所で投票を行う方法

○投票日に「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」※を持参（確認申請による方法も可）し、根室市の投票所で投票する。

○投票できる時間は、午前7時から午後8時（一部午後6時）までです。

※投票所は、根室市の選挙人名簿に登録されている住所の投票所となります。

### ③投票日の前に根室市で期日前投票を行う方法

○次の場所で、投票日の前に期日前投票をすることができます。「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」※を持参してください。（確認申請による方法も可）

○投票できる期間 北海道知事選挙 3月24日（金）～4月8日（土）  
北海道議会議員選挙 4月1日（土）～4月8日（土）

○投票できる場所・時間・期間

根室市役所1階ロビー 午前8時30分から午後8時まで（3/24～4/8）16日間

この他、歯舞会館（4/6, 7）、落石会館（4/5, 6）、厚床会館（4/5, 7）でも期日前投票所を開設します。（午前10時から午後7時まで）

### ※ 引き続き道内に住所を有する旨の証明書

「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」は市区町村の住民票担当窓口にて無料で発行しており、この証明書の提出（又は確認申請）を行わなければ投票できません。発行に関しての取扱いは、転出先の市区町村に確認してください。